

平成30年8月  
改正

## たて・なおし 補助金

### 【日野町移住・定住促進住宅整備費補助金制度概要】

◆対象者 (いずれかに該当)	○3年以上町外に居住しており、町内に転入予定又は転入後3年未満の者 ○若年世帯※ <sup>1</sup> にあたる者 ○日野町空き家情報に登録した空き家所有者で移住者または若年世帯を受け入れるために改修を行う者。 <u>ただし、次項目の条件を満たすことを条件とする。</u>
◆条件	【補助対象者：入居者本人の場合】 ○本補助金交付後に5年以上、本補助金適用住宅に居住すること。 【補助対象住宅：日野町空き家バンクに登録された空き家の場合】 ○本補助金交付後5年間は、本補助金適用住宅を日野町空き家情報に登録し、移住者または若年世帯に貸し出すこと（売却不可）。
◆募集期間	随時募集していますが、予算に限りがありますので早めにご相談ください。
◆対象事業	○30年8月1日以降に実施する住宅の新築、購入、改修 ○居住するために整備する住宅の新築、購入又は改修（対象となる住宅は申請者本人が居住するために整備する住宅） ○空き家所有者が移住者または若年世帯を受け入れるために行う空き家の改修 《対象とならない費用》 <ul style="list-style-type: none"><li>・土地の購入費用</li><li>・宅地の造成費用</li><li>・住宅の解体費用（改修する場合の部分的な解体を除く）</li><li>・居住する住宅以外の建築、購入または改修に要する費用</li><li>・登記その他事務手続きに要する費用</li><li>・新築・購入費が50万円以下、改修費が30万円以下の軽微な事業</li><li>・上下水道の加入負担金</li><li>・機械設備等の性能向上及び更新のみを目的とした事業</li><li>・申請した年度内に実績報告書の提出が見込めない場合</li><li>・本補助金の交付決定以前に着手した事業</li><li>・改修の場合、町内に営業所を有しない業者が施工したもの</li><li>・その他町長が対象外であると判断したもの</li></ul>

◆補助率等	≪補助対象者が若年世帯の場合≫ 補助率 1/2 (1,000円未満切捨) 補助上限額 150万円 ≪上記以外≫ 補助率 1/2 (1,000円未満切捨) 補助上限額 100万円
◆事業実施の流れ	○交付申請書の提出 ○申請書の審査、交付決定 ○事業実施 ○実績報告書の提出 ○実績報告書、現地確認後補助金交付確定、補助金の支払い
◆注意事項	○予算がなくなり次第受付を終了します ○補助対象要件を欠くことになった場合、補助金を返還していただきます
◆提出先	日野町役場企画政策課 TEL 0859-72-0332

※1 若年世帯とは、中学生以下の子どもを扶養する世帯、  
 またはいずれか一方の年齢が40歳未満夫婦の世帯をいう。